

富田林市教育委員会規則第 号

富田林市立市民総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則

富田林市立市民総合体育館条例施行規則（昭和 55 年富田林市教育委員会規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項ただし書中「の利用料金」の次に「、冷暖房利用料金」を加える。

第 10 条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2） 第 15 条の規定により冷暖房実施期間が変更され、空調機器の稼働がないとき 冷暖房利用料金全額

第 17 条を第 18 条とし、第 16 条を第 17 条とし、第 15 条を第 16 条とし、第 14 条の次に次の 1 条を加える。

（冷暖房実施期間）

第 15 条 条例別表第 4 項に規定する冷暖房実施期間は、次のとおりとする。ただし、必要に応じて委員会は、その期間を変更することができる。

（1） 冷房期間 5 月 16 日から 10 月 15 日まで

（2） 暖房期間 12 月 1 日から翌年の 3 月 15 日まで

様式第 1 号及び様式第 2 号を次のように改める。

（略）

様式第 4 号及び様式第 5 号を次のように改める。

（略）

様式第 8 号から様式第 10 号までを次のように改める。

（略）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

富田林市立市民総合体育館条例施行規則（昭和55年富田林市教育委員会規則第24号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（利用料金の減免）</p> <p>第9条 条例第6条の2に規定する利用料金の減免の基準は、次のとおりとする。ただし、会議室及び付属設備の利用料金_____並びに共用利用料金については、第3号の規定は適用しない。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（利用料金の還付）</p> <p>第10条 条例第7条に規定する利用料金の還付の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>_____（2）・（3） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第15条～第17条 （略）</p>	<p>（利用料金の減免）</p> <p>第9条 条例第6条の2に規定する利用料金の減免の基準は、次のとおりとする。ただし、会議室及び付属設備の利用料金、<u>冷暖房利用料金</u>並びに共用利用料金については、第3号の規定は適用しない。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（利用料金の還付）</p> <p>第10条 条例第7条に規定する利用料金の還付の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） <u>第15条の規定により冷暖房実施期間が変更され、空調機器の稼働がないとき 冷暖房利用料金全額</u></p> <p>（3）・（4） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>（冷暖房実施期間）</u></p> <p>第15条 <u>条例別表第4項に規定する冷暖房実施期間は、次のとおりとする。ただし、必要に応じて委員会は、その期間を変更することができる。</u></p> <p>（1） <u>冷房期間 5月16日から10月15日まで</u></p> <p>（2） <u>暖房期間 12月1日から翌年の3月15日まで</u></p> <p>第16条～第18条 （略）</p>